



「面白そうだな」「自分で勉強してみようかな」「自分でも開いて自分で勉強してみようかな」と思ってもらえるような授業を

●「憲法学」という学問

閣僚による靖国神社への公式参拝、日の丸・君が代の学校行事における実施、自衛隊の海外派遣……すべて、憲法学で取り扱う問題です。また、最近では日本国憲法を改正するかどうかの論議が高まってきました。憲法学は国家や政治を語る学問です。しかし、そのような堅苦しい、また、政治的色彩の濃い学問は、あまり人気がありません。そんな憲法学の世界に学生をどうやって引き込むか。「ウデの見せどころ」です。

憲法学 ～難解な学問の世界へ～

●身近な「憲法学」

女性は離婚後すぐに再婚できない……これ、みなさん知っていますか。民法733条でそう定められているのです。再婚できない期間は離婚後6ヶ月とされています。男性にはそのような決まりがないため、性別にもとづく差別を禁止する憲法14条に違反するのではないかと、言う人もいます。なぜそのような決まりができたのか、その理由が正しいとして6ヶ月間も再婚禁止にするということに問題はないのか。授業ではそういうことを考えていきます。そこで、僕の体験談の登場です。じつはその体験談、この誌面ではちょっと、言えないのですが、そういうときに限って学生は目を輝かせます。「憲法学って面白!!」そう思う瞬間なのかもしれません。と同時に、憲法学は日常生活に関わる学問だということも分かるのです。

●嬉しかったこと

僕は、憲法学のすべてを授業で話そうとは思っていません。その代わりに、「憲法学って面白そうだな。少し本でも開いて自分で勉強してみようかな」と思ってもらえるような授業にするよう心がけています。そんな動機づけをしたい。これが僕の目指している教育です。

今日、嬉しいことがありました。大学の図書館で新聞記事を読んでいると、僕の授業をいま受けているという学生が何人かやって来て、「先生が昨日の授業で話していたことを、自分たちで調べてみようと思って、図書館で調べていたんです」と言ってくれたのです。

こんな嬉しい出来事が僕の教育生活を支えてくれます。三重大学にはそういう学生がたくさん集まっています。

右上の写真をご覧ください。僕の授業を支え、一緒に作り上げてくれる教え子たちです。



**2005年
授業で扱うテーマ**

- ◎ 内心の自由と表現の自由
- ◎ 信教の自由と政教分離
- ◎ 合理的な差別と不合理な差別
- ◎ 外国人の人権
- ◎ 公共の福祉の意味
- ◎ 人権保障のための手段

●憲法を守るべきは誰か

「憲法とは国民が守るべき国の最高法規である」と説明する人がいます。しかし、それはまちがいです。憲法を守らなければならないのは、国民ではなく、国家（実際には、国家権力を

を担当している人たち）です。国家は、憲法で書かれている範囲内で行動することができます。憲法で書かれていないことや禁止されていることを、国家が行うことができません。「立憲主義」とはそういう考え方を含ん

でいます。最近の憲法改正論議をながめていると、そういった憲法の本質的役割を軽んじるような主張が目立ちます。国家権力に歯止めをかけるために憲法がある……この基本を大切にしていきたいものです。

三重大学人文学部・助教授
Terakawa, Shiro 寺川 史朗